



かながわ
消費生活

注意・警戒情報



簡単に稼げる！？ 副業・もうけ話に 気を付けて！

相談 事例

SNSで「1日5万円稼げる」という広告を見て、無料通話アプリでつながると、「すぐ元がとれる」と言われて100万円のサポートプランを勧誘された。「お金がない」と言うと、消費者金融から借りる方法を指南され代金を支払った。もうからないので解約したい。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、まず疑いましょう！



すぐ元がとれると言ったのに…
借金の返済期限が…



- 簡単に高額収入を得られたり、必ずもうかる話はありません。高額なマニュアルやサポート契約を勧誘されたり、途中からお金を請求されるなど、話が違ふと思ったらきっぱりと断りましょう。
- 「お金がない」と断ると、消費者金融からの借り入れや、長期間のローン払いを勧められることがあります。すぐに元が取れると言われても、借金をしてまで契約をしないようにしましょう。
- トラブルに遭ったと感じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

最近、「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」など簡単な仕事で稼げるという副業トラブルが増えています。

最初に少額のお金がもらえても、その後に「高額報酬のタスクをするため」「タスクが失敗した」と言われて高額請求される手口が多いので注意しましょう。



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし
い や や
188 番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



トラブル急増!

美容医療を受けるときの チェックポイント



レーザー脱毛、二重まぶた手術、脂肪吸引などの美容医療サービスに関する相談が消費生活センターに多く寄せられています。令和5年度の県内の美容医療に関する相談は、前年度比2.3倍に増加しました。

SNSで「ヒゲ脱毛2万円～」という広告を見て、クリニックに出向いたところ、「あなたの場合、このコースでは効果がない」と50万円のコースを勧められ、契約してしまった。解約したい。



二重まぶた手術に興味があり、カウンセリングを受けたところ、「今日手術しましょう」と言われ施術を受けたが、術後の腫れがひかない。クリニックからリスクに関する説明はほとんどなかった。



このようなトラブルに遭わないよう次の点に注意しましょう!



- 効果や価格などメリットを強調する広告をうのみにしない。
- 施術の具体的な内容・方法、リスクや副作用、施術の効果など医師から十分に説明を受け、契約書には必ず目を通すようにする。
- 支払方法や支払時期、クレジットの手数料など総額をしっかりと確認する。
- 強引な勧誘をしてくるクリニックとは契約しない。
- その場で契約・施術はしない。



無料! 若者のための消費者被害特別相談のお知らせ

若者の消費者トラブルに関する相談に、消費者問題に詳しい弁護士が無料で電話や面接（オンラインあり）でお応えします。お気軽にお申込みください!



日時 1月18日(土) 13時~15時30分

場所 かながわ県民センター6階(電話、Zoomでの相談も可)

対象 神奈川県に在住・在勤・在学の29歳以下の方

申込方法 電話又はWEBで12月27日(金)まで
※申込期間終了後、空きがある場合は先着順で受け付けます。

詳細はこちら



問合せ先 県消費生活課相談第一グループ 045(312)1121(内線2652)



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)